



熊本県公報

第 1 2 6 6 1 号

平成 29 年 10 月 3 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (団体支援課) 2
- ドラフトチャンバーの物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (管理調達課) 2
- 多軸複合加工支援システムの物品調達に係る一般競争入札の参加資
格等…………… (") 3
- 非接触三次元デジタイザの物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (") 4
- 発光分光分析装置の物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (") 4
- 3Dプリンタシステムの物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (") 5
- 超音波顕微鏡の物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 道路の供用開始…………… (") 6
- 平成29年度熊本県准看護師試験の実施…………… (医療政策課) 6

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 8
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (") 8
- ドラフトチャンバーの物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 8
- 多軸複合加工支援システムの物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 12
- 非接触三次元デジタイザの物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 16
- 発光分光分析装置の物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 20
- 3Dプリンタシステムの物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 24
- 超音波顕微鏡の物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 28
- 球磨川地域森林計画の樹立に係る計画案の縦覧…………… (森林整備課) 32
- 地域森林計画の変更に係る計画案の縦覧…………… (") 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 32

告 示

熊本県告示第850号

平成25年3月29日熊本県告示第370号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬場中(1)ー1	上天草市大矢野町上	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第851号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬場中（１）－１	上天草市大矢野町上	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 5 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
レガーミ 菊池郡大津町大津 1 3 1 0－2	一般社団法人 真功会 菊池郡大津町大津 1 5 5 3－3 代表理事 鍋島 静也	就労継続支援 A 型	平成 2 9 年 9 月 1 日
ケアサポートやまびこ 荒尾市宮内出目 2 5 番地 1	合同会社 やまびこ介護 事業所 荒尾市原万田 8 5 番地 4 0 代表社員 大久保 幸子	居宅介護	平成 2 9 年 9 月 3 0 日
セントケア御船 上益城郡御船町滝川 1 1 9 0－1 フラワーハイッ C 棟 1 F A 号	セントケア九州 株式会 社 熊本市中央区十弾寺 1 丁 目 3 番 1 号 代表取締役社長 東 善 郎	同行援護	平成 2 9 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 8 5 3 号

漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 1 2 5 条の 6 第 3 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第 1 2 5 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 3 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
有明海のり特定第 1 号	荒尾漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用 して行うものに限る。）
有明海のり特定第 3 号	熊本北部漁業協同組合の地区 のうち旧長洲漁業協同組合の 地区	のり養殖業（網ひびを使用 して行うものに限る。）
有明海のり特定第 4 号	岱明漁業協同組合の地区のう ち旧鍋漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用 して行うものに限る。）
有明海のり特定第 8 号	横島漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用 して行うものに限る。）
有明海のり特定第 9 号	河内漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用 して行うものに限る。）

熊本県告示第 8 5 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
ドラフトチャンバー 6 セット
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第 855 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
多軸複合加工支援システム 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第 856 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
非接触三次元デジタイザ 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第 857 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
発光分光分析装置 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第 8 5 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

3 D プリンタシステム 1 式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第 8 5 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

超音波顕微鏡 1 式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成

18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日(火)午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第 10 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第 860 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 10 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字丸山 5986 番 9 地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字鹿洗 1062 番 4 地先まで	175.0	災害復旧 (仮設橋 の設置)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 10 月 6 日

熊本県告示第 861 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 10 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾南関 線	荒尾市大字平山字市場 1122 番 1 地先から 同所 1123 番 1 地先まで	47.7	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 10 月 9 日

熊本県告示第 862 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、平成 29 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学（熊本市東区月出三丁目 1 番 100 号）
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 30 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成 30 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成 30 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成 30 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成 30 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 試験受験申込書（熊本県所定のもの）
写真（試験受験申込み前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を所定の欄に貼付すること。
なお、写真の提出に当っては、現に在籍をし、若しくは卒業（修業）をした 4（1）から（5）までの養成所等の長又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票に照合印を、写真に刻印又は割印を受けること。
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - （ア） 4（1）から（5）までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、平成 30 年 3 月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。
 - （イ） 4（6）に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。
 - （ウ） 4（7）に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。
 - ウ 返信用封筒
長形 3 号（縦 12.0 センチメートル×横 23.5 センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、82 円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼付すること。
 - (2) 受験手数料
6,900 円（熊本県収入証紙によること。）
 - (3) 受付期間
平成 30 年 1 月 4 日（木）から同月 12 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (4) 提出先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 6 合格者の発表
平成 30 年 3 月 14 日（水）午前 10 時に熊本県庁行政棟本館 1 階県民ホール及び県内各保健所（熊本市保健所を除く。）に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホー

ムページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。

なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班

電話 096-333-2206

公 告

熊本県公告第 5 7 1 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営阿蘇やまなみ地区（大利工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に審査請求をすることができる。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営阿蘇やまなみ地区（大利工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 29 年 10 月 4 日から平成 29 年 11 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
産山村役場

熊本県公告第 5 7 2 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営南関西地区（今工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に審査請求をすることができる。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南関西地区（今工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 29 年 10 月 4 日から平成 29 年 11 月 1 日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第 5 7 3 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
ドラフトチャンバー 6 セット
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
 - (4) 納入期限
平成 30 年 3 月 27 日（火）
 - (5) 納入場所
熊本市東区東町三丁目 11-38
熊本県産業技術センター
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に

については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を P D F 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げ

る書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (2) の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 14 日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 13 日（月）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 11 月 14 日（火）午前 10 時

(イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 13 日（月）（必着）までに 1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置そ

の他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5 (3) の申出期限

(イ) 納入場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 7 8 条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ (ア) に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ (イ) に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5 (3) の申出期限

d 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達法は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

- 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 イ 競争入札参加資格審査申請に関する事。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Six complete sets of Draft Chamber.
- (2) Delivery period:
March 27, 2018
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Industrial Research Center
3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 14, 2017 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 13, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 574 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
多軸複合加工支援システム 1 式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成 30 年 3 月 27 日（火）
- (5) 納入場所
熊本市東区東町三丁目 11-38
熊本県産業技術センター
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 6 日(月)午後 5 時まで

(4) 提出先

1 (2) の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 6 日(月)午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 14 日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 13 日(月)午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 11 月 14 日(火)午前 10 時 20 分

(イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 13 日(月)(必着)までに 1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5（3）の申出期限

（イ）納入場所 1（2）の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 7 8 条の規定により次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（ア）契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ（ア）に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ（イ）に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5（3）の申出期限

d 提出場所 1（2）の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
A complete set of Multi-axis machining aided system.
- (2) Delivery period:
March 27, 2018
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Industrial Research Center
3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 14, 2017 10:20 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 13, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 575 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
非接触三次元デジタイザ 1 式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成 30 年 3 月 27 日（火）
- (5) 納入場所
熊本市東区東町三丁目 11-38
熊本県産業技術センター
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。

- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

- (9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するのために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日(火)午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館 2 階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様と適合している証明(4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)」による。)を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 10 月 27 日(金)午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 6 日(月)午後 5 時まで

- (4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 6 日 (月) 午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 14 日 (火) まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 13 日 (月) 午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 11 月 14 日 (火) 午前 10 時 40 分

(イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書 (代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状) を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 13 日 (月) (必着) までに 1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて (3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い (郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員) の下に (3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行 (開札) 日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。)

第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5（3）の申出期限

（イ）納入場所 1（2）の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 7 8 条の規定により次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（ア）契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ（ア）に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ（イ）に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5（3）の申出期限

d 提出場所 1（2）の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2

ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5

- (2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項

各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
A complete set of Non-contact 3D digitizer.
- (2) Delivery period:
March 27, 2018
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Industrial Research Center
3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 14, 2017 10:40 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 13, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 5 7 6 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
発光分光分析装置 1 式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成 3 0 年 3 月 2 7 日（火）
- (5) 納入場所
熊本市東区東町三丁目 1 1 - 3 8
熊本県産業技術センター
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで

- (4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 14 日 (火) まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 13 日 (月) 午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成 29 年 11 月 14 日 (火) 午前 10 時
- (イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書 (代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状) を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 13 日 (月) (必着) までに 1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。
当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて (3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い (郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係りのない熊本県の職員) の下に (3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行 (開札) 日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。) 第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5（3）の申出期限

（イ）納入場所 1（2）の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 78 条の規定により次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（ア）契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ（ア）に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ（イ）に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5（3）の申出期限

d 提出場所 1（2）の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A complete set of Optical Emission Spectrometer.

(2) Delivery period:

March 27, 2018

- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Industrial Research Center
3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 14, 2017 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 13, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 5 7 7 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
3 D プリンタシステム 1 式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成 3 0 年 3 月 2 7 日（火）
- (5) 納入場所
熊本市東区東町三丁目 1 1 - 3 8
熊本県産業技術センター
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の (1) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定さ

れた者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 14 日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 13 日（月）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

（ア）日時 平成 29 年 11 月 14 日（火）午前 9 時 30 分

（イ）場所 1 (2) の入札・契約担当部局

（ウ）入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 13 日（月）（必着）までに 1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

（4）開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

（5）入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

（6）入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

（7）入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（8）落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

（9）入札保証金

免除する。

5 契約について

（1）契約書の作成の要否

要

（2）契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した

日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5（3）の申出期限

（イ）納入場所 1（2）の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 78 条の規定により次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（ア）契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ（ア）に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ（イ）に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5（3）の申出期限

d 提出場所 1（2）の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A complete set of 3D Printing System.

(2) Delivery period:

March 27, 2018

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Industrial Research Center

3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-0901, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: November 14, 2017 9:30 a.m.

- Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 13, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 5 7 8 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項**(1) 調達物品及び数量**

超音波顕微鏡 1 式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

平成 3 0 年 3 月 2 7 日（火）

(5) 納入場所

熊本市東区東町三丁目 1 1 - 3 8

熊本県産業技術センター

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。**(9) 最低制限価格の設定**

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の (1) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3 (3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成 29 年 10 月 17 日（火）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 6 日（月）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 14 日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 13 日（月）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 11 月 14 日（火）午前 10 時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 13 日（月）（必着）までに 1（2）の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1（1）の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1（1）の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係りのない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 78 条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A complete set of Ultrasonic Microscope.

(2) Delivery period:

March 27, 2018

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Industrial Research Center

3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-0901, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: November 14, 2017 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580

(6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 13, 2017

(7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 5 7 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてる必要があるもので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 森林計画区の名称 球磨川森林計画区
- 2 縦覧期間 平成 2 9 年 1 0 月 3 日から平成 2 9 年 1 1 月 1 日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第 5 8 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 1 項の規定に基づきたてた地域森林計画を変更する必要があるもので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 森林計画区の名称 白川・菊池川森林計画区
緑川森林計画区
天草森林計画区
- 2 縦覧期間 平成 2 9 年 1 0 月 3 日から平成 2 9 年 1 1 月 1 日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第 5 8 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字津留 2 3 8 6 番 1 及び同 2 3 8 6 番 4
2 5 3 . 5 3 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼 1 5 4 番地 3 エトワール A 1 0 1 号
堀川 剛